




土壌の法律


アジアの動き

各国の法規制

 **中国** 「土壤污染防治法」
土壌・地下水汚染に特化した全国的な初の法律となる。
2020 年前までの施行が濃厚。

 **マレーシア**
2016 年以降に制定見込み。ガイドラインは策定済み
(汚染土地の管理に関するガイドライン、2009 年)

 **シンガポール**
JTC ガイドライン (1996)
工場の設立・閉鎖時に土壌調査を実施

 **インドネシア**
環境管理保護法 (2009, No.32) および
有害廃棄物による汚染サイトの修復手順 (2009, No.33)



タイの新規制



工場敷地内の土壌地下水汚染に関する管理規制 (工業省令)

- ・ 2016 年 4 月 29 日 公布
- ・ 2016 年 10 月 26 日 施行

対象業種の工場は 2 回の調査を実施し、工場局 (Department of Industrial Works : DIW) へ届け出を提出する必要あり

対象業種

- ①繊維 ②紙・パルプ ③化学 ④塗料
- ⑤火薬・インクなど化学製品
- ⑥石油精製 ⑦非鉄製錬 ⑧照明器具、絶縁材、電池
- ⑨塗装、メッキ ⑩廃棄物中間処理
- ⑪廃棄物分別・最終処分 ⑫リサイクル

対象物質

約 120 種 (含有量評価)
揮発性有機化合物、重金属類、農薬類、油など。
BTEX、PAH 等も含む。
BTEX : ベンゼン、トルエン、エチルベンゼン、キシレン
PAH : 多環芳香族炭化水素

DOWA のサポート体制

DOWA エコシステムではタイの新規制に対しても、現地法人と日本国内のサポート体制でお客様のニーズに合わせた対応が可能です。

本省令には調査方法の詳細、対策方法など現時点でまだ未確定の部分が多く存在しております。
DOWA グループのタイ拠点である WMS 及び ESDEC 社、そしてグローバルネットワークを有する環境コンサルティング E&E solutions 社では引き続きDIWへのヒアリングを継続して参りますので、ご不明な点がございましたらいつでもご相談下さい。

DOWA ネットワーク



日本でのコンサルティング

